計算方法

仮定俸給年額表

大将	494,400円	大佐	244,800	大尉	146,400	准士官	87,600
中将	390,000	中佐	228,000	中尉	115,200	曹長 上等兵曹	73,200
少将	292,800	少佐	186,000	少尉	99,600	軍曹 一等兵曹	70,800
伍長、二等兵曹	68,400	兵長	60,600（兵長以下は兵長なみ）				

普通恩給

支給額の算定公式

❶准士官以上は13年、下士官、兵は12年勤続した時（以下規定年数とする）

仮定俸給額×$\frac{50}{150}$＝普通恩給額

❷准士官以上は13年以上、下士官、兵は12年以上勤続した時（以下規定年数以上とする）

仮定俸給額×$\left(\frac{50}{150}+\frac{N}{150}\right)$＝普通恩給額（Nは規定年数を上廻る年数）

❸准士官以上は13年未満、下士官、兵は12年未満の勤続であるが普通恩給が支給される時

仮定俸給額×$\left(\frac{50}{150}-\frac{3.5}{150}\times N'\right)$＝普通恩給額（N'は規定年数に不足の年数）

増加恩給

支給額の算定方式

❶規定年数以上の時

仮定俸給額×$\left(\frac{50}{150}+\frac{N}{150}\right)$＋増加恩給額

❷規定年数不足の時

仮定俸給額×$\frac{50}{150}$＋増加恩給額

この外に扶養加給あり

増加恩給年額表

	将官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
第1項症	139,200	133,400	127,600	125,300	121,800	116,000
第2項症	112,800	108,100	103,400	101,500	98,700	94,000
第3項症	90,000	86,300	82,500	81,000	78,800	75,000
第4項症	49,200	47,200	45,100	44,300	43,100	41,000
第5項症	27,600	26,500	25,300	24,800	24,200	23,000
第6項症	20,400	19,600	18,700	18,400	17,900	17,000
第7項症	14,400	13,800	13,200	13,000	12,600	12,000

（この外に特別項症あり）

傷病年金と傷病賜金

傷病年金（上段）傷病一時金（下段）

	将校	准士官	下士官	兵
第一款症	15,400 74,800	15,100 73,400	14,700 71,400	14,000 68,000
第二款症	13,200 65,500	13,000 64,300	12,600 62,500	12,000 59,500
第三款症	11,000 56,100	10,800 55,100	10,500 53,600	10,000 51,000
第四款症	9,900 46,800	9,700 45,900	9,500 44,600	9,000 42,500

普通扶助料

支給額の算定公式

❶規定年数の時　仮定俸給額×$\frac{50}{150}\times\frac{50}{100}$＝普通扶助料

❷規定年数以上の時　仮定俸給額×$\left(\frac{50}{150}+\frac{N}{150}\right)\times\frac{50}{100}$＝普通扶助料

❸規定年数には不足するが　普通扶助料が支給される時

仮定俸給額×$\left(\frac{50}{150}-\frac{3.5}{100}\times N'\right)\times\frac{50}{100}$＝普通扶助料

公務扶助料

支給額の算定公式

公務による原因で傷病死した時

❶規定年数以上の時

仮定俸給額×$\left(\frac{50}{150}+\frac{N}{150}\right)\times\frac{50}{100}\times R$＝公務扶助料

❷規定年数の時

仮定俸給額×$\frac{50}{150}\times\frac{50}{100}\times R$＝公務扶助料

Rは公務扶助料による乗率　この外に扶養加給あり

（注）公務以外の傷病死は略す

公務扶助料算出乗表

将官 17割	佐官 19割	尉官 20割	准士官 20・5割		
曹長23・5割	軍曹 24割	伍長24・5割	兵長 26・5割		

（兵長以下は兵長なみ）

……あなたは……いくらもらえますか

軍人恩給の復活

十月から受付開始

〃恩給法の一部を改正する法律〃が、今度の国会で成立したので今まで〃戦傷病者、戦没者遺族援護法〃によって援護費をもらっていた大部分の者は四月にさかのぼって軍人恩給の支給を受けることになりました。

また、さきに恩給を停止されていた旧軍人の殆んど全部の者にも軍人恩給が復活支給されることになっております。

一口に恩給といっても、いろいろの種類があります。これからさき毎年々々支給される年金制度もあれば一回支払われればそれで終りの一時金制度もあります。

年金制度にも普通恩給、増加恩給、傷病年金、公務扶助料、普通扶助料の五種類があり、一時金制度にも傷病賜金、一時恩給、一時扶助料の三種類があり計八種類の軍人恩給があります。

この軍人恩給については、本市は関係者が極めて多いので、この概略について、説明してみましょう。

援護法と恩給法との関係

援護法と恩給法とでは遺族の範囲が多少異っております。すなわち、援護法では内縁の妻や孫は遺族の範囲に入っているので、それぞれ遺族年金またはその扶養家族として家族費が貰えなかったが恩給法では戦没者の父母は年齢の制限がなく、また十八才以上の子供でも満二十才以下なら恩給法の適用がうけられることになっています。

軍人恩給の加算と通算制度

従来、戦地で一年勤務すれば恩給法上では三年割増して合計四年勤務したことにみなされていましたが、こういう加算制度は今回の恩給法の改正では全廃することになっています。ただ一部の例外として、加算の廃止によって過去に得た普通恩給権をもなくすることになる場合に限って、既得権を保護するという立場から、その普通恩給権は認めるが恩給金額の計算ではいぜんとして加算は認めず実在職年数で行うことになっています。

それでは軍人として勤務した年数と軍人以外の例えば国家公務員としての勤務した年数との通算関係はどうなっているか。

今回の恩給法の改正では昭和二十一年の軍人恩給廃止当時に普通恩給を支給されていた者については、従来通り認める方針をとり、その当時恩給をうけていなかった者については短期在職者として一時恩給をうける資格のある者についてのみ、その在職期間を通算することになっています。

若年停止と多額所得者の制限

今回の恩給法では四十五才未満の者に対する支給は金額停止されることになっています。四十五才以上から五十才未満の者が半額停止され、さらに五十才以上から五十五才未満の者が三割停止、従って七割が支給されます。五十五才以上になって始めて普通恩給の全額が支給されるわけであります。（但し文官に限り特例あり）

この外さらに多額所得者に対しても、いろいろの規定があって恩給の支給に制限が行われています。

恩給の請求とその手続

市福祉事務所では近く各地区毎に、これが説明会を開催し、関係者に請求並に手続方法をよく周知させた上、十月から受付開始の予定であります。

主なる種類は次の通りです。

普通恩給

普通恩給というのは普通一般の恩給で、軍人の場合は准士官以上は十三年以上、下士官以下は十二年以上勤めることによって貰える年金制度の恩給で仮定俸給額（左表）の三分の一の年金額が支給されます。この年数は、いずれも実際に在職した年数のことであります。

しかし、すでに恩給証書の交付を受けた者については既得権保護の趣旨から在職年数が不足しても普通恩給が支給されます。但しこの場合年金額は減額されます。

増加恩給

増加恩給というのは傷病軍人に支給される年金制度の恩給であります。傷病の程度と退職当時の階級に応じて、その金額が、きめられています。増加恩給の場合は必ず普通恩給が併せて支給されます実在職年数が規定年数に達しなくとも普通恩給が支給されます。

傷病の区分は特別項症から第七項症まで八階級に分れています。尚この外に扶養加給として一人四、八〇〇円の年額が附加されます。

傷病年金と傷病賜金

ある程度以上の傷病軍人には前記のように増加恩給と普通恩給が併給されますが軽傷病軍人に対しては、その傷病の程度と退職時の階級に応じて年金または一時金が支給されます。

これも在職年数とは関係なく支給されます。

この傷病の程度は第一款症から第四款症まで四区分になっております。

傷病年金と一時金との選択は本人の自由であります。一時にまとまった金額が必要な人は傷病一時金の方を請求することができます。

普通扶助料

普通恩給を受けていた者が死亡した場合、その遺族に支給される年金制度の恩給であります。

支給年金額は死亡した本人の普通恩給年額の半額です。

普通扶助料の支給をうけられる遺族の範囲は死亡した本人の妻、満二十才以上の不具廃失で生活資料を得られない子、祖父母に限られ、しかも生計を共にしていたことが必要であります。

公務扶助料

公務により死亡または病死した者の遺族、増加恩給受給者が死亡した時に、その遺族に支給される年金制度の恩給であります。死亡した本人の階級が基礎となって、その年金額がきめられるが、階級の低い遺族にも、ある程度まとまった金額が支給できるようにするため、計算には一定の乗率を設けて階級による上下の差を少くしてあります。

一時恩給

短期在職者に支給される一時金制度の恩給であります。普通恩給権が発生する程の長期にわたって在職したのではないが、七年以上在職した者に一時金として支給されるものであります。

条件としては引続き七年間実在職したことが必要であります。

但し、この条件を備えていても復員当時に一時恩給として既に一時金を受取っている者は、今回の軍人恩給の復活によっても、この一時金を貰う資格はないのであります。

尚、この一時金の支払は明二十九年度から向う三年間に分割して支給されることになっています。

一時扶助料は省略します。

墓地の移転改葬

浄光明寺墓地

市では、このたび上竜尾町の浄光明寺墓地内に観光道路ができるため墓石一六三六基を改葬移転することになりました。この観光道路は現在の上の原水源地道路の水道計量所から右に折れ元西郷さんの木像のあった処まで新設されます。その附近の墓石は全部改葬することになりましたので、関係者の方は九月末までに市衛生課に届出ることになっております。

申出がないときは無縁墓石として市の方で処理します。

第48号
発行所
鹿児島市秘書課
編集兼発行人　山下遠夫
印刷所
南日本新聞社印刷局

九月の行事

1日　住宅統計調査
3日―9日　身体障害者雇用促進週間
4日―6日　市民映画教室（中央公民館）
13日　九州陸上選手権大会（鴨池）
15日―16日　市民体育大会（鴨池）
18日―20日　市民映画教室（中央公民館）
20日　写真ポスター懸賞募集締切（市観光課）
21日―27日　栄養改善普及運動週間
22日　観月の夕
26日　レコード教室（中央公民館）
27日　保育所運動会（天保山）

九月の花キ園藝

この月に開く草花は矢車草、金せん花、雛草、金魚草、石竹、撫子、天人菊、けし、カーネーション、フロックス、パンジー、デジー、ヒソステジヤ、シヤスターデシー、桔梗、リヤトリスなどです。

開く時期としては本月中旬が、もつとも適当と思はれます。

苗床本畑は冬に向う関係上なるべく北風を防ぎ排水と陽当りのよい土地を選んで下さい。

固定資産税
第二期分
納期
9月15日
から30日
まで

台風のシーズン

今年は無事にすむか？

そなえは

いよいよ台風のシーズンが来ました。

今年は北九州、関西方面に大水害があり災害の多い年のように思われるが果して去年のように無事にすむだろうか……、招かざる客……台風は来るか来ないか？

いつたい台風はどうして発生し毎年どうして同じようなコースをたどつてくるのか、こういう事について鹿児島地方気象台に台風の話を訊いてみましよう。

発生

台風は赤道を中心として南北両半球にまたがる偏東風（高空を常に吹いている東風）の中を東から西へと伝播してゆく気圧の谷の中で発生しますが、この発生の原因等については、まだ定説がないので判らない。

それでは今後は何時頃台風が現われるか？

気象台では九月上旬、中旬、下旬の各はじめ頃、十月上旬中頃、中旬、下旬の終り頃計六回は発生するとの御託宣……。

進路

発生した台風の卵は次第に発達しながら偏東風の波にのつて東から漸次西へと移動してゆきます。

そして地球の自転によつて徐々に向きを北西方に替え、ついに偏東風の支配する地域を脱して偏西風（高空を常に吹いている西風）の領域に入り向きを北東に転進します。これが台風の一般的コースであります。このような一般的な動きに季節的な気圧の変化が加はつて台風の進路にも変動が起つてくるのであります。

台風の中心が本市の西方を通過する場合

台風はうずまき風です。そしてこのうずまきは必ず左巻きと定つております。これがため鹿児島半島の西方を南から北へと中心が通過するような場合には本市は最初に南東の風が吹き、台風が尤も接近した時には南々東の風、過ぎさつた後は南西の風が吹くのであります。中心が動くにつれてこういう風に風の方向も変つてゆきます。

台風の中心が本市の西側を通過するときは東方を通過するときよりも比較的風が強い……ということがいえます。これは台風の進行とほぼ同じ方向に風が吹くので強くなるのであります。

台風の中心が本市の東方を通過する場合

つまり大隅半島方面を南から北へ台風の中心が通過する場合、本市では、まづ、北東の風が吹き次いで北北西の風、最後には北西の風と変つてゆきます。中心が本市の東側を通る時には台風の進行とほぼ反対の風が吹くので比較的風が弱いということがいえます。

台風に對する市民の心構え

消防署では台風時には左記のようなことに留意し被害を最小限度にくい止めるよう注意しています

❶、雨戸、ガラス窓ははずれないようにして家の中に風をいれないこと。

❷、倒れる心配のある家は直ぐ

おとしよりの最長の日

……九月十五日……

九月十五日は〝としよりの日〟です。

この日、市では広報車やまびこで、いろ〳〵と啓蒙宣伝を行う外、市長さんの市内最高年齢者（九八才の田中ケサさん…吉野町実方）の訪問や養老院老の慰問があり又、高齢者座談会を開催するなど、いろとりどりの催しを行い、老人をいたわることになつております。

つつかい棒をすること。

❸、火事を出さないように必要やむを得ないもの以外は火を消すこと。

❹、停電するから前もつて懐中電燈やローソク等を用意しておくこと。

❺、風の方向には常に注意すること

❻、高潮や洪水のおそれのあるところは家屋内の天井裏や高棚に家財を片付け、穀は俵箱等の上に積むこと。

❼、安全な場所を予定しておいて病人老幼婦女子は早目に避難すること。

❽、崖崩れの心配のある処は、前兆に特に注意し早目に避難すること

結果になつてくるのですから、お互に注意することが肝要です。

市警の調査によれば交通事故は年々増加する一方、これによる死亡者も負傷者も又、物的損害も、うなぎのぼりの状態です。

それでは市内で、もつとも交通事故の多いところはどこでせう。

草牟田、新上橋方面というろ、朝日通り附近が横綱格。海岸第二桟橋通りと松原小学校附近が大関格、次は鴨街道という順序であります。これは毎年同じように事故がある処で、それだけそこには事故を、ひきおこし易い条件があるわけであります。たゞし鴨街道における原因は殆どスピードの出しすぎということになつています。

警察署では事故をおこさないように運転手の注意力を喚起し規則を厳守するように要望していますが市民も是非交通道徳を守つてもらうよう希望しています。

特に左記のようなことは簡単で誰でも知つていることではあるが比較的、一般に実行されていないようですから是非あなた自身のために守るようにと注意しています。

❶、雨天や夜間は特に速力を減ずること

❷、横断歩道のない場所を横断しないこと

❸、横断歩道のない場所を横断する場合は左右の安全を確かめること

❹、横断歩道を横断する場合は左右を注視してから横断すること

❺、車の直ぐ前を横切らないこと

❻、電車が頻繁に通る道路では子供を遊ばさないようにすること

❼、道路を踏切る場合には右左を注視してから横断すること

❽、車の直ぐ前を横切らないこと

❾、車が行きあう場合には両車ともよく注視すること

❿、自転車の二人乗りは事故をおこし易いからやめること。

⓫、宣伝車が通る場合には事故をおこさないように子供達に注意すること

交通道徳はあなたのため

新開の社会面を、いつも賑わし事故は、それほど多いものです。ちよつとの不注意が、こういうているのは交通事故でせう。交通

九月の推薦映画

○河、噴火山の女
○シンデレラ姫
○大菩薩峠
○美貌と罪
○君の名は
○雁
○雨に唄えば
○三つの恋の物語り
○蟹工船
○幸福さん

鹿児島市観光写真・ポスター懸賞募集

第6回

賞金4万円　主題　鹿児島市内の風景・風俗・特産品その他で絵はがきポスター向き

〆切　9月20日

主催　鹿児島市観光課

工藝研究所

本市の工芸産業を振興させる研究機関として天保山町に市立工芸研究所があります。

こゝでは、どんなことを研究しているのでしようか。これを知つている人は案外少ないし、この研究所を利用している人は、なほ少ないと思います。そこで、この研究所が現在、研究していること、指導していること、またどんな役目を果しているか、そういう概略を、こゝに紹介してみましよう。そして市民がこの研究所を家庭工芸の相談所として又、製者達はアトリエとして遠慮なく利用されるよう希望しています。

こゝの研究所は川那部所長以下職員十九名、研究部門としては陶工、木工、竹工、塗工の四部門に分れ専門技術員が、それぞれ担当して、いろいろと研究指導を続けています。

陶工部

研究所が、もつとも力を注いでいるのは、この陶工部であり特産薩摩焼の改良であります。

時代は進みました。現代人にぴつたりあつた新感覚…これを古風な薩摩焼の上に現わすということは必要だらうと思います。こゝに意匠の改良があります。そこで研究所としては素地に直ぐ下絵着をし、その上に上薬をかけてそのまゝ本焼にしています。こうすれば高熱のため上薬が生地の中にとけこんでゆき、このため模様に何ともいえぬ滋味……一種の深味があります。

更に模様自体について、いえば従来のものは巧緻繊細な山水、草花模様が殆どでありました。しかし今後は近代感覚に適した大柄模様のものもいろいろと取入れることも必要でせう。

こういう点が今、研究されています。尚、経営者にとつては急速な改良は営業上危険性があるので研究所としては漸次改良してゆくよう希望しています。

木工部

本県は木材県であり、しかもユス、樫、黄楊、ダラ等の木が多いので木工としては非常に有望なわけであります。殊に現在では官公署、学校等大口方面からの調度品の注文が殺倒して業者は全く嬉しい悲鳴をあげております。木工業界に好景気時代来るというところでせう。

では研究所ではどういう点を研究しているか……と申しますと家具類の資材合作（木竹合作等各種資材の組合せ）と形体の単純化……こういう点が研究されています。更に一歩進んで市内各旅館や料亭の室内装飾、商店の施設等こういう方面の指導も積極的に乗り出しています。従来の業者との連絡、指導だけでなく一般家庭の室内装飾等の指導まで行うようになつたことは飛躍であり、相当好評を博しております。

竹工部

有数の竹産地でありながら、あまり芳しくないのが本市の竹工業の現状であります。

これが原因としては

一、この方面を希望する技術者が少いこと。二、大資本を投じて生産する業者がいない。三、大きな問屋がない。四、生産者に創作性がない。五、竹が化学的に充分研究されていない（之は全国的問題）

等であり、これからみても竹工業の振興を計るということは容易なことではないようであります。

竹にとつて尤もこわいのは虫と黴でせう。そこで研究所では、この害虫について研究を続けています。既に〝竹の害虫解説〟というパンフレットも同所から発行されているし、竹生産県の面目にかけても完全な害虫防除方法が研究されるよう希望されています。

又、事業部でアメリカ向貿易品バスケツト（約七八〇円）を毎月一〇〇組あて生産し東京へ出荷していますがこれと共に竹工振興の一助として業者の製品をも一部購入しております。

塗工部

こゝでは主として琉球漆器と関係をもち琉球塗りの研究と、その実地指導を行つています。

★　★

農家の敵……イモチ病発生

農家にとつて、やつかいなイモチ病と二化めい虫が発生しました。

農林課では、発生したところは、すみやかに左記薬剤を撒布して予防に努めるよう注意しています。これで本市の屎尿処理もくつもありません。

そこで本市は、このたび二三五万円を投じて優秀な汲取車（真空式屎尿処理車）を購入しました。この車は四〇〇〇立（二三石）を約五分間で吸上げ又、同じ時間で排出するという優秀な車です。しかもホースを使用しますので臭気も出ず、こぼれることもありません。まことに衛生的にできています。

❶イモチ病

王銅、水銀剤、石灰ボルドー液、セレサン石灰粉末

❷二化めい虫

パラチオン乳剤、BHC三パーセント粉剤。但しパラチオン乳液を撒布する時には取扱に充分気をつけて下さい。

優秀な汲取車

……おめみえ……

どこの都市でも屎尿処理には非常に悩まされています。これが簡単に処理できれば申し分ありませんが、なかなかそう簡単にはまいりません。

そこで本市は、このたび二三五万円を投じて優秀な汲取車（真空式屎尿処理車）を購入しました。この車は四〇〇〇立（二三石）を約五分間で吸上げ又、同じ時間で排出するという優秀な車です。しかもホースを使用しますので臭気も出ず、こぼれることもありません。まことに衛生的にできています。これで本市の屎尿処理もくつもあり